

平成30年12月 井手町

12月定例会会議録

井手町議会

平成30年12月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月7日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
一般質問	7
谷田利一議員	7
1 JR玉水駅前道路について	
2 国保の人間ドック等の助成について	
西島寛道議員	12
1 放課後児童クラブについて	
2 文武両道の施設について	
木村武壽議員	15
1 災害復旧工事の進捗状況について	
2 ブロック塀等の撤去後について	
3 ヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの取り組みについて	
脇本尚憲議員	20
1 災害避難所のありかたについて	
2 日常生活支援総合事業について	
中坊 陽議員	24
1 平成31年度予算の基本政策について	
2 学校運営に協力する「コミュニティ・スクール」について	
谷田みさお議員	27
1 大型商業施設について	
2 自衛隊への名簿提供について	

3 障がい者雇用について

4 蛇谷川上流の土砂崩れへのその後の対応について

報告第13号	専決処分の報告について……………	37
報告第14号	専決処分の報告について……………	38
議案第50号	平成29年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件……………	39
議案第51号	平成29年度井手町水道事業会計決算認定の件……………	39
議案第52号	平成29年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件……………	39
議案第57号	井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める 件……………	46
議案第58号	和解及び損害賠償の額を定めることについて……………	47
議案第56号	平成30年度井手町一般会計補正予算（第5回）……………	48
散会……………		56
署名議員……………		57

第 2 号（12月21日）

応招・不応招議員……………	58	
出席・欠席議員……………	58	
出席事務局職員……………	58	
出席説明員……………	58	
議事日程……………	60	
開会……………	61	
会議録署名議員の指名……………	61	
議案第55号	京都府市町村職員退職手当組合格約の変更について……………	61
議案第59号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制 定の件……………	62
議案第60号	指定管理者選任につき同意を求める件……………	68
議案第61号	平成30年度井手町一般会計補正予算（第6回）……………	69
議案第62号	平成30年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2回）……………	77

議案第 6 3 号 財産取得について同意を求める件	7 9
発議第 6 号 消費税 1 0 % への増税の中止を求める意見書	8 2
閉会中の継続調査の申し出について	8 4
閉会	8 4
署名議員	8 5

第 1 号（平成 3 0 年 1 2 月 7 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成30年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成30年12月7日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成30年12月7日午前10時00分 議長 岡田久雄

閉会 平成30年12月7日午後 2時09分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

5番 古川 昭義

会議録署名議員の氏名

1番	脇本	尚憲	8番	中坊	陽
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長 野崎 裕美 議会書記 坂井幸一郎

議会書記 梶田 篤志 議会書記 仁木 崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 汐見 明男 副町長 中谷 浩三

参 与 島田 智雄 教 育 長 松田 定

理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘	理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞木 伸浩
理事兼建設課長事務取扱	西田 哲弥	理事兼上下水道課長事務取扱	中島 一也
学校教育課長・ 自然休養村管理センター館長兼務	高江 裕之	企画財政課長	花木 秀章
税務課長	乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住民福祉課長	中坊 玲子	保健医療課長	中谷 誠
高齢福祉課長	寺井 佳孝	保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美
産業環境課長	菱本 嘉昭	上下水道課参事	森田 肇
同和・人権政策課長	西島 豊広	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木田 ゆかり
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	平間 克則	学校給食センター所長	奥山 英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成30年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

平成30年12月7日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第13号 専決処分の報告について
- 第6 報告第14号 専決処分の報告について
- 第7 議案第50号 平成29年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第8 議案第51号 平成29年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第9 議案第52号 平成29年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第10 議案第57号 井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件
- 第11 議案第58号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第12 議案第56号 平成30年度井手町一般会計補正予算（第5回）

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成30年12月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日、汐見町長より12月定例町議会を招集されました。各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待します。

寒さもますます厳しくなっておりますが、議員並びに理事者をはじめ関係各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

本日の会議に古川昭義議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまから平成30年12月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、脇本尚憲議員、8番、中坊 陽議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月27日までの21日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月27日までの21日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、規約の変更1件、平成30年度補正予算1件、同意案件1件、和解及び損害賠償の額を定めることについて1件、専決処分の報告2件、並びに一般質問は6名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬を控え、何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

さて、9月から11月ごろまでの3カ月間は、文化祭など行事が集中しておりまして、住民の方々の声を聞くことのできる大切な時期であります。私もこの間、多くの住民の方々と接し、貴重な意見や要望を聞かせていただき、町政への期待の大きさを再認識することができました。また、私の基本姿勢でもあります「町の主人公は住民」との認識のもと、町長に就任した翌年の平成8年から実施しております各種団体との懇談会を12月中旬に開催する予定をいたしてありまして、これら住民からいただいた多くの貴重なご意見やご要望を、今後の町政に十分反映させてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第55号、京都市町村職員退職手当組合規約の変更についてほか、5件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第55号は、市町村職員退職手当組合の規約を変更しようとするものであります。

議案第56号は、平成30年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1,837万3,000円の増で、補正後の一般会計予算は50億193万8,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、本町の空き家バンクへの登録をさらに促進するため、空き家再生支援に150万円、来年度執行予定の京都府議会議員一般選挙に212万9,000円それぞれ計上いたしますとともに、ご寄附をいただきましたので、その趣旨に添いまして社会福祉基金に9万円、ふるさと応援基

金に6万円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、京都府後期高齢者医療広域連合への負担金に793万円、事業の精算等による返還金等に29万9,000円それぞれ計上いたしますとともに、来年4月より保育園児に米飯を提供するために必要な炊飯器等の購入に47万8,000円計上いたしております。

次に農林関係では、台風21号により被害を受けた農業者を支援する農業者等復興支援事業に342万円計上いたしております。

次に土木関係では、地震により倒壊するおそれのある危険なブロック塀等の除却を支援する民間施設ブロック塀等緊急安全対策支援事業に30万円計上いたしております。

次に教育関係では、IDEゆうゆうスポーツクラブが開催される事業の補助に6万9,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国・府支出金580万9,000円、寄附金15万円、繰越金1,241万4,000円計上いたしております。

議案第57号は、任期満了に伴う多賀財産区管理委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提出するものであります。

議案第58号は、和解及び損害賠償の額を定める件であります。

報告第13号及び報告第14号の2件は、いずれも地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岡田久雄） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告します。10月15日、京都府市町村1期目議員研修会、11月8日から9日、管外視察研修。

監査委員から10月分、11月分の例月出納検査結果報告及び定期監査結果報告を受理し、また、上下水道課より上水道水質検査結果書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第４、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は６名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ２０分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

２番（谷田利一） ２番、谷田利一です。私の方からは、質問事項２点について通告いたしておりますので、質問させていただきますので、よろしくお願い致します。

１点目はＪＲ玉水駅前道路について、２点目は国保の人間ドック等の助成についてご質問いたしますので、よろしくお願い致します。

まず１点目、ＪＲ玉水駅前道路について。

ＪＲ玉水駅の新駅舎と自由通路の供用が３０年１２月に開始と聞いており、本日、議会終了後、視察があるというふうに聞いておりますので、大変楽しみにしているところであります。今回は、それに伴う府道上狛城陽線についてお伺いいたします。

ＪＲ玉水駅前、上狛城陽線の工事完了予定は３１年度末と聞いていますが、予定どおり進んでいるのか、以下の点について質問いたします。

①、３１年度末ということは、現在買収済みの用地までの拡張工事なのでしょうか。買収済み分はそのままにしておいて、買収済みより北側の残りの買収も終えてから全ての拡張工事に入るのでしょうか。もし現在買収済みを第１期とするなら、残り第２期工事についてはどのような工事予定になっているのでしょうか、お伺いいたします。

②、北垣内踏切交差点は以前より課題のある交差点ですが、交差点部分（横断歩道・街路灯・排水路・交差点の見通しなど）は、地元自治会とも十分検討を重ねた上、要望を取り入れられているのでしょうか。

③、駅前広場西歩道上に啓発塔が設置してありますが、今回の府道拡張工事に伴い、啓発塔がある三角緑地部分は撤去拡張になるのでしょうか。三角地を残す必要性があるのでしょうか、お伺いいたします。

④、駅前通行車両の速度超過が多発し、特に朝の学童登校時間帯には、小学校前道路はもとより、通行車両・送迎車両が交差して危険を伴うことが多く見受けられます。以前に、ゾーン30設置についての質問に答弁もいただきましたが、現在もなお速度超過の車両が行き交っています。公安委員会、交通対策協議会と、ゾーン30を含め、速度超過の車両の抑制にどのような対策を進めてこられたのかお伺いいたします。

続きまして、2点目、国保の人間ドック等の助成についてでございます。

平成20年から特定健康診査、特定保健指導がスタートし、健康診査に関しては個別の受診勧奨や健康診査費用一部負担金の無料化、健康診査項目の追加、受診医療機関の拡大など、受診内容の充実及び受診しやすい環境整備により、受診率の向上につながっているとお聞きしています。しかしながら、井手町の1人当たりの医療費は京都府や国の平均よりも高額になっています。

生活様式や食生活の欧米化が進み、生活習慣病がますます増加する傾向にあります。井手町においては、高血圧、脂質異常症、糖尿病が多いと聞いております。これらは長年にわたる生活習慣によって引き起こされるものです。生活習慣病は自覚症状がほとんどないか、かなり進行してから症状があらわれるため、早期の一次予防、二次予防が大切です。住民の皆さんが健康で生きがいのある人生を送るために、また医療費の抑制につなげるためにも、定期的に受診し、健やかな生活の一助として、若年層にも人間ドックの利用ができればと思います。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

①、最近5年間の人間ドックの受付人数についてお伺いします。

②、特定健康診査、人間ドックの対象年齢が現在40歳以上となっておりますが、少しでも若い世代、子育て世代が人間ドックの受診ができるように、対象年齢の見直しを検討されてはどうか。また、近隣市町の対象年齢は把握されていますか、お伺いいたします。

③、井手町の死因別死亡数で平成28年の資料では脳血管疾患が2位となっています。脳ドック健診の補助についての考え方を伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の J R 玉水駅前道路についてであります。一つ目の玉水駅前の府道上狛城陽線拡幅工事の事業範囲と第 2 期工事につきましては、現在買収済みの箇所が今回の事業範囲であり、平成 31 年度末の完成を目標に京都府において事業を進めていただいているところであります。議員ご指摘の買収済み区間から北側の事業化につきましては、引き続き道路の拡幅と歩道設置に着手されるよう強く要望しているところであります。

二つ目の北垣内踏切交差点につきましては、都市計画説明会や複線化事業の工事説明会など、地元自治会等からの要望や意見を踏まえ、京都府で詳細設計を作成し事業を実施していただいているところであります。具体的には、横断歩道や道路照明も設置される予定であり、交差点の見通しにつきましては、視距を阻害している J R の信号機ボックスは第二期複線化工事にあわせて J R で移設されるとともに、府道の拡幅により遮断機と府道の間に乗用車が 1 台停車できるスペースを設けることとして事業が進められています。

また、北垣内踏切を東西に横断している排水管については、J R から、土砂やごみ等が堆積しているようであれば、掃除等はさせていただくとの回答をいただいております。

いずれにしても、平成 31 年度には工区全体を完成させる予定と聞いており、地元自治会等への情報提供等を行いながら、完成に向け取り組んでいきたいと考えております。

三つ目の駅前広場西歩道上の三角緑地につきましては、啓発塔及び三角緑地は、駅前ロータリーの拡幅及び両側歩道の設置により支障となることから、西側の歩道になる計画であり、撤去されることとなります。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 四つ目の速度超過の車両の抑制への対策につきましては、玉水駅西側の府道上狛城陽線に井手町交通対策協議会による注意喚起の看板を設置してきており、田辺警察署交通課においては、交通取り締まりを主眼として府道上狛城陽線を含む幹線道路を中心にパトロールを実施され、玉水駅前の交番においても、緊急な対応がないかぎり、朝と夕方の通学時間帯に交番の前に立つ立ち番もされており、車両の速度の抑制をはじめ、児童・生徒の見守りなどに努められております。

京都府においては、歩行者の安全性向上のため、府道上狛城陽線の井手小学校北区間整備や上玉川橋かけかえ工事により歩道が設置されるとともに、現在工事が進められております玉水駅西交通広場整備によりまして、送迎車両についてはロータリー内での停車による通過車両との分離や、駅前部分の両側歩道設置による歩行者動線の確保、さらには、自由通路設置による駅東側からの改札利用者の増加などが見込まれることから、玉水駅周辺の安全性は一層向上するものと考えており、さらに、渋川から川田道踏切までの区間についても歩道付きの道路整備を進めていただいております。

今後も引き続き、歩行者や車両など交通安全の向上のためのソフト・ハード両面での整備を京都府や関係機関などに要望してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 2点目の国保の人間ドック等の助成についてであります。一つ目の最近5年間の人間ドックの受付人数につきましては、実績で申し上げますと、平成25年度で41人、平成26年度で34人、平成27年度で40人、平成28年度で49人、平成29年度で48人となっております。

二つ目の人間ドックの対象年齢の見直しにつきましては、本町の国保財政は大変厳しく、基金の保有もなく、赤字が見込まれれば一般会計からの法定外繰り入れにより補填しているところであり、また、国保の都道府県化による平成30年度の保険税の不足分についても、一般会計からの法定外繰り入れにより対応しているところでもありますので、現在のところ対象年齢の見直しは考えておりません。

なお、近隣市町の対象年齢であります。城陽市が35歳以上、八幡市が40歳以上、京田辺市が30歳以上、宇治田原町が35歳以上、木津川市が30歳以上となっており、40歳以下で実施している市町は、国保財政は厳しいとはいえ、城陽市をはじめ、それぞれの市町においては基金を保有され国保会計を運営されている状況であり、本町のように基金を保有していない状況とは大変違っております。さらに、平成29年度において赤字による法定外繰り入れもされていないといった状況であります。

三つ目の脳ドック健診の補助につきましては、先ほども申しあげましたよ

うに、国保財政が大変厳しいことから、今後、国保会計の歳入歳出の動向を見きわめながら判断してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

2番（谷田利一） 要望して終わりたいと思います。

2点目の人間ドックですけれども、内容はよくわかるんですけれども、特に30歳以上というのは確かに厳しいと思うんです、財政の中では厳しいと思うんですけれども、その中で、先ほどにも申しましたけれども、脳ドックが死因第2位となっているのが気にかかるんです。財政もありますけれども、脳ドックの受診率は、久御山、京田辺、宇治田原、八幡、南山城、私の調べる範囲では、その市町村で実施されているということですので、本町においても一日も早く脳ドックの方も取り入れていただきますように要望しておきたいと思えます。

それから、1点目の駅前道路についてですけれども、駅前の道路、地元自治会とも協議いただいているということですが、いつもですけれども、完成してから、あそこおかしい、ここおかしいと言うても全然通りませんので、事前に十分に協議していただきたいと思えます。特に、取り付け道路の町道18-3、それから18-6、42-00号線、3本の町道が取り付け道路になるんですけれども、この道路との勾配が今のところ相当あると思うんですよ、府道がかさ上げされますと。そうしますと、町道の排水路も含めて、ちょっと民家も入りますけれども、勾配差が相当出るので、それに支障はないかなというふうに懸念しています。それも十分検討していただきたいなということです。

それと、今現在の買収済みの北端部分で、ちょうどその部分の現在の排水路が水たまり状態になっておる。北へ抜けるわけでもなし、南へ抜けるわけでもなしに、ちょうど水たまり状態になるような排水路のとり方になっているということですので、今回、排水路は当然変わりますけれども、勾配が実際にとれて、南側から北側へきちっととれているのかどうか。ただ片方に、北側なら北側だけに一方的にとれるということであれば、大分勾配きつくなるので、そこらあたりもちょっと自治会の方と相談して、もう一遍検討していただきたいなと思えます。

それから、ゾーン30についてはよくわかるんですけども、ゾーン30についても、今後とも、30キロ規制だけではどうしても規制が弱いように思っていますので、ぜひともゾーン30設置に向けて動いていただくようにご要望を申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（岡田久雄） 次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島寛道議員。

3番（西島寛道） 3番、西島寛道。事前に通告しておりました2点、質問させていただきます。

まず1点目であります。放課後児童クラブについて質問させていただきます。

2021年、本町に京都府立支援学校が開校される予定となっています。今後、本町からも通学される児童・生徒も出てこられると思いますが、支援学校に通う子どもたちのほとんどが、授業終了後に障害児福祉サービスの一つである放課後等デイサービスに通われているとお聞きしております。

本町にある小学校の放課後児童クラブは、井手町立小学校に在籍する児童だけが対象となっています。国においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる地域共生社会の実現がうたわれています。

そこで3点お伺いします。

1、町内在住の支援学校通学生及び保護者が、小学校児童や地域とのつながりのため、放課後児童クラブを希望された場合、利用できるように検討されるのでしょうか。

2、放課後等デイサービスの事業所利用を希望されている方に対して、十分なサービス提供体制は整っているのでしょうか。

3、本町には現在、放課後等デイサービスの事業所は何件あるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、2点目であります。文武両道の施設についてお伺いいたします。

平成29年に文部科学省はスポーツ基本法の規定に基づき第2期スポーツ基本計画を策定し、一億総スポーツ社会の実現に取り組むことを基本方針としています。

京都府でも平成26年に、10年間を見通した京都府スポーツ推進計画が

策定され、スマートスポーツ（生涯スポーツ分野）、エンジョイスports（子どもスポーツ分野）、チャレンジスポーツ（競技スポーツ分野）、「夢・未来」スポーツ拠点の整備（施設充実分野）の4分野をスポーツ推進の柱と位置づけています。

府が実施した平成29年度の調査では、週1日以上運動・スポーツをする成人の割合は48.7%、国・府が掲げる目標数約65%よりも下回っていました。また、1年間に運動・スポーツをしなかった人の割合は、男女ともに約12%になっています。

運動をしない理由として、「年をとったから」「仕事が忙しい」「時間がない」「面倒だから」が多く挙げられており、中には、過去にランニングやウォーキングなどを続けていたが、寒い季節や雨季に入り、そのままやめてしまったなどがありました。

本町には、天候に関係なく運動・スポーツができる施設があります。京都府立山城勤労者福祉会館や人権センターの体育館、また、高齢者の方には玉泉苑、賀泉苑などがあり、これらの施設は住民の健康づくりに大きく寄与していると思われまます。

しかし、これらの施設は決められた時間でしか利用ができないため、個人でいつでも気軽に利用するには難しい状況にあります。そのため、本町の運動をしたい方については、若い方、高齢者の方に限らず、近隣市町の公共施設内にあるスポーツジムの利用や会員制のスポーツクラブに入会されているとお聞きします。

先日、城陽井手木津線の予定ルートが公表されました。その予定ルート上に図書館が入っており、現在の図書館は移転することになると思われまますが、図書館施設の移転・建てかえの際に、併用または隣接した場所に住民の健康と運動の推進を図るためのスポーツジムを考えてみてはいかがでしょうか。

また、PFIなどの公民連携についてはどのように考えておられますか。

町が以前、高齢者を対象として実施したアンケート調査において、望ましい運動の場所の項目では、「身近に行ける場所で、短時間で行えるもの」という回答が最も多かった結果もあることから、幅広い世代で気軽に運動する場所のニーズがあると考えられます。また、スポーツジムの帰りに図書館で本を借りる、また、その本を返すついでにスポーツジムで汗を流すといった動線ができ、図書館の利用も増加して相乗効果が生まれることが想定されます。

本町の考えをお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 平間社会教育課長。

社会教育課長（平間克則） 西島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の放課後児童クラブについてであります。一つ目の支援学校通学生の井手町放課後児童クラブ利用につきましては、京都府立支援学校に通学する児童・生徒は府立の支援学校の在籍となりますが、現在、支援学校は11校ありまして、いずれも放課後健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブは開設していないとのことであります。

大多数の児童・生徒は支援学校外にある民間の児童デイサービス機関を利用されておりますが、社会福祉法人などが京都府立支援学校施設の使用許可を受け、児童デイサービス事業を実施しているところが3校あると伺っております。

議員ご指摘のとおり、本町では井手町立小学校に在籍する児童を対象として放課後児童クラブを運営しております。府立支援学校在籍の児童・生徒は、先ほど申し上げましたように、民間の児童デイサービス機関等を利用していただくことになろうかと思っております。

2点目の文武両道の施設についてであります。国による第2期スポーツ基本計画は、平成29年3月にスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として策定され、これを受け、京都府も現在、京都府スポーツ推進計画の中間年における改訂を進められております。本町といたしましても、今ある多様な施設を有効に活用しながら、生涯スポーツの振興を図っていくことが大切であると考えております。

山吹ふれあいセンターについてのご質問でございますが、現在、府において都市計画決定に向けて事務が進められているところであり、その結果を受け、今後考えていく課題と思っております。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 1点目のご質問の二つ目の放課後等デイサービスの利用希望者に対してのサービス提供体制につきましては、障がいのある

児童のご家族から利用希望のご相談があれば、相談業務を委託しております事業所を紹介し、保護者や利用者の相談を行っていただいているところがあります。その中で、児童の特性に合った支援内容や訓練等を行う事業所を利用していただいているところがございます。

現在、11名の方が放課後等デイサービスを利用されており、新規にサービスを利用される方は、年に1名程度のペースでふえてきている状況であります。井手町にあります児童デイサービスあんのほかに、城陽市、京田辺市などにも事業所がありますので、サービス提供体制は整っているものと考えております。

三つ目の本町での事業所の件数につきましては、児童デイサービスあんの1事業所がございます。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島寛道議員。

3番（西島寛道） 2点目のスポーツジムの件でありますけども、住民の健康増進を図るためにも、ぜひご検討いただきたいと思っております。

1点目の方なんですけれども、私、ことしも11月30日に山城支援学校のPTAの協議会に参加してきましたんですけれども、そのときに保護者の方が、周辺にそういういわゆる事業所があれば大変助かるというふうなご意見も言われていたので、もし本町で放課後デイサービスのような事業所の開設を希望する者があらわれた場合、町は開設に向けたどのような支援を行えるのかだけお伺いいたします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 本町といたしましては、開設に伴う相談や、京都府への補助金等の申請の説明を行うことができるものと考えております。いずれにいたしましても、開設を希望される事業所があらわれた場合は、京都府と連携を図りながら、個別に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（岡田久雄） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽議員。

10番(木村武壽) 10番、木村武壽です。いつもありがとうございます。
通告に基づきまして一般質問をいたします。

平成時代から新年号への新しい時代がやってくる中、本町では人口減対策の目的でJR奈良線複線化事業、白坂工業団地、大型スーパーの出店、宇治木津線の決定、新庁舎建設等、多くの事業、取り組みが実行を予定されており、まさに井手町元年の名前にふさわしい息吹を感じる時であると思います。そんな中、新玉水駅の内覧会がきょう予定されており、大変楽しみにしております。

そういう中、次の3点につきまして質問をいたします。1点目につきましては、災害復旧工事の進捗状況についてであります。2番目としまして、ブロック塀等の撤去後についてであります。3点目につきましては、ヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの取り組みについてであります。

質問要旨としまして、1点目の災害復旧工事の進捗状況についてであります。

本年は、梅雨前線豪雨や台風の影響で本町でも多くの被害が発生いたしました。9月の定例会においては、災害査定を受検するための必要な測量設計に係る委託料の予算が専決処分され、工事費が補正予算で計上され可決されました。そこで、災害復旧工事の進捗状況についてお尋ねいたします。

2番目であります。ブロック塀等の撤去後についてであります。

ことしの6月18日、大阪北部地震において、高槻市の小学校でプールのブロック塀が倒壊し、4年生の女子児童が犠牲になりました。この痛ましい事故発生後、町が管理するブロック塀について専門家に調査をした結果、違法性はないが既存不適格であることから、いち早く保育園や小・中学校の外壁改修工事を進めていただきました。住民からは、早急に安全・安心の取り組みをしていただき喜んでいと聞いております。

そこでお尋ねします。ブロック塀等の撤去後、どのように改修をされたのか。2番目に、京都府の新たな補助制度である民間施設ブロック塀等の緊急安全対策事業について、町もこの制度を活用していきたいとのことでしたが、制度の内容を精査できたのかお伺いいたします。

3点目につきまして、ヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの取り組みについてであります。

2016年に、人権に関する三つの法律が施行されました。法律ができて

も、魂を入れなければ何なりません。3法のうち、本町ではヘイトスピーチ解消法について、山城15市町村の中でもいち早くガイドラインをつくられ、9月1日に施行されております。

人を排除し誹謗中傷するようなヘイトスピーチは許すことができません。不当な差別的言動の解消に向け、人権意識の高揚を図る取り組みは大変重要であります。

そこで、次のことについてお尋ねいたします。

1点目につきましては、井手町公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドラインとはどのような内容なのか。

次に、これまでの取り組みと今後の対策についてお尋ねいたします。

以上です。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 木村議員の3点目のヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの取り組みについてであります。人権教育・啓発推進本部長であります私の方からお答えいたします。

一つ目のガイドラインの内容につきましては、平成28年6月3日に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法が世間で施行されました。この法律の趣旨に、地方公共団体の責務として地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとあります。これを踏まえ、本町でも、インターネットを使った誹謗中傷や、公の場における街宣行動や、人権を大きく侵害する民族批判や集団行動を許さないという立場から、井手町公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドラインを策定し、9月1日から施行しております。

このガイドラインは、ヘイトスピーチ解消法の適用を受け、本町の所管する施設等においてヘイトスピーチが行われることを防止するため、公の施設等の設置管理条例に基づく使用制限規定の適用について、解釈・運用する際によるべき基準であります。ヘイトスピーチ解消法をより具体的にマニュアル化した本ガイドラインは有益かつ必要であると考え、早期に取り組んだものであります。

二つ目のこれまでの取り組みと対策につきましては、本年3月に京都府がヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドラインを策定されたことから、本町も9月1日に井手町公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドラインを施行するとともに、ホームページに掲載したところであります。

また、ヘイトスピーチ防止については、全庁を挙げて取り組むべき必要があることから、京都府人権啓発推進室の協力を得て、10月16日に職員向けに研修会を開催したところであります。

今後、施設の使用承認等の申請があった際は、ガイドラインに基づく該当性審査を行い、ヘイトスピーチ防止に取り組んでいく所存であります。

ヘイトスピーチ対策はもとより、あらゆる人権侵害を許さない立場から、今後も職員研修及び住民啓発に、より一層努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 1点目の災害復旧工事の進捗状況についてであります。平成30年7月5日から8日の梅雨前線豪雨及び台風7号により、町道35号線において、道路路肩の石積みが延長約9メートルにわたり崩壊するとともに、町道35-05号線においては、上部法面及び道路路肩が延長約17.4メートルにわたり崩落する2カ所の道路災害が発生し、9月補正で予算額1,750万円を認めていただいたところであります。

その後、台風21号による倒木等のため、作業用進入道路等の検討を行った結果、2カ所の同時施工が困難と判断し、現在、町道35号線を先行実施するため、年内契約を目指し、入札準備を行っているところであります。

また、町道35-05号線についても、引き続き工事着手が図れるよう発注準備を進めているところであり、両工事とも早期に完成するよう努めてまいりたいと考えております。

2点目のブロック塀等の撤去後についてであります。二つ目の民間施設ブロック塀等の緊急安全対策事業につきましては、京都府議会9月定例会において補正予算が議決され、平成31年度までの臨時措置とする補助制度が創設されたところであります。

本町といたしましても、地震に備えた建築物の安全対策を推進するため、本制度を活用することとし、今議会に民間施設ブロック塀等緊急安全対策支援事業として必要な補正予算を計上させていただいているところでございます。

制度の内容といたしましては、道路及び公園等に面し、安全性を確認するための点検表において不適合となるブロック塀等を対象としており、補助対象者としては個人、法人を問いません。

対象経費としては、ブロック塀等を除却する工事費用の4分の3、上限15万円を補助するもので、負担の内訳は、国が2分の1、府が4分の1、町が4分の1で、町としては1件当たり上限3万7,500円としております。

補正予算の議決をいただいた後、補助金交付要綱等の制定を行い、本年度については、来年1月7日から2月28日まで申請の受付を行う予定としており、町ホームページや「広報いで」に掲載するなどの周知を行い、地震に備えた建築物の安全対策を進めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 答弁中、研修会の開催日を10月16日と申し上げたようではありますが、11月16日が正確な日でございます。訂正して、おわび申し上げます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 2点目のご質問の一つ目のブロック塀等の撤去後の小・中学校の外壁改修につきましては、フェンス設置等の設計を完了いたしまして、11月末に工事を発注し、今日5日に落札業者が決まったところであり、契約締結に向けて速やかに事務を進めていきたいと考えております。

工事の内容であります、多賀小学校と泉ヶ丘中学校のブロック塀を撤去した箇所に新たにフェンスを設置するとともに、多賀小学校の正門南側のブロック塀は2段分を撤去するものであります。

フェンスにつきましては、当初は目隠しフェンスで考えておりましたが、設計段階で、昨今の暴風等を考慮して風圧を受けにくいものがより望ましいとの専門家の判断をいただきまして、学校とも協議し、メッシュフェンスに

変更することとしております。

なお、工期は平成31年3月29日までであります。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) 町立3保育園のうち、いづみ保育園のブロック塀につきましては、既存不適格であることから、改修の予算を6月議会で計上させていただいたところであります。

改修対象のいづみ保育園は、隣接する住宅との境界確定をする必要があったことから、まず境界確定に係る事務を進めてきたところでありまして、11月中旬に地権者との境界の協議も調ったところであります。

現在のところ、ブロック塀の改修工事の設計監理の発注をしているところでありまして、設計ができ次第、工事の入札を行って、改修工事に着手していきたいと考えております。

議長(岡田久雄) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 木村武壽議員。

10番(木村武壽) 要望でございます。ブロック塀の撤去後については、早急に、住民が皆さん見てはりますので、早いこと片づけるように要望いたしまして、一般質問を終わります。

議長(岡田久雄) この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長(岡田久雄) 休憩前に引き続き、再開します。

脇本尚憲議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本尚憲議員。

1番(脇本尚憲) 1番、脇本尚憲です。通告に基づき、2点、私の方から質問させていただきます。

1点目は災害避難所のあり方についてです。

本年は、9月4日に発生しました台風21号をはじめ、大型の台風が近畿地方に上陸・接近し猛威を振るいました。本町においても台風の被害として屋根の瓦の損壊や倒木、停電など、さまざまな被害が発生しました。そのた

びに町職員総出で対応に当たっていただき、被害を最小限に食いとめるよう尽力されていると聞いています。町職員の皆様におきましては、職務とはいえ、住民の安全・安心、財産を守るためにさまざまな対応をしていただき、大変感謝しております。

「早め早めの行動を」と避難所を開設し、人的被害を出さない取り組みもされていると聞いています。避難所を利用された方の声を聞くと、ある独居高齢者の方は、「台風の中、1人で夜間を過ごすことに不安を感じており、避難所があることで安心できました」と感謝されている声も聞きました。しかし一方で、避難所で過ごす上で設備に不安を感じておられる声もありました。

平成29年度は3回、30年度は現在までで5回と、避難所の開設回数も増加し、今後さらに開設する回数もふえてくると予測されます。

そこで質問します。

1番、住民の方の安心・安全な避難場所として活用していただくために、今後、本町として取り組まれることや準備されていることはあるでしょうか。

2番、大規模災害に備えて、要配慮者の避難所としての受け入れや対応についてはどうお考えでしょうか。

2点目、日常生活支援総合事業について。

平成29年4月より介護保険制度では日常生活支援総合事業がスタートしました。この総合事業では、要支援1、要支援2の人だけでなく、非該当と判定された方や、要介護認定を受けられてない方でも、65歳以上で生活機能に低下がある方は利用できるかと理解しています。この制度改正では、介護予防についても地域支援事業に移行し、自治体が独自で取り組むようになっていると聞いています。

そこで質問します。

本町で総合事業を利用されている方は何人おられるか、把握されていますか。

本町では、日常生活支援事業の一環として、具体的に独自でどのような事業をされていますか。また、その参加者はどれぐらいおられますか。

総合事業を開始して約1年半が経過し、本町として総合事業を行う上で出てきた課題や今後の展望や目標などありましたら、教えてください。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の災害避難所のあり方についてであります。一つ目の安心・安全な避難場所として活用するための今後の取り組みや準備につきましては、ご承知のとおり、特にことは、前線による大雨や台風が近畿地方に上陸し本町付近を通過するなど、地域住民の安心・安全のため、井手小学校、自然休養村管理センター、玉川保育園、多賀小学校を避難所として開設してきたところであります。

なお、避難所開設後に避難所に配置した職員から、避難所での避難者のご意見や改善点などを聴取しておりまして、それらをもとに避難所の運営について改善してきております。

具体的には、避難されてきた方々への飲料の配置や、床に敷くためのブルーシートの用意、入口付近に避難所である旨の看板の掲示、介助が必要な方への別部屋を用意するなど、直ちに対応できるものについては既に取り組んでいるところであります。

なお、避難所にはラジオを用意しているものの、大雨や台風の情報をテレビにより詳しく知りたいというご意見もありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

二つ目の要配慮者の避難所としての受け入れ対応につきましては、先ほども述べたとおり、避難所において、要配慮者の方で特に介助が必要な方におかれましては、別部屋を用意する体制を整えているところであり、さらに、必要に応じ、町指定の福祉避難所も開設することも考えております。

いずれにいたしましても、各避難所において、設備も限られているところですが、今後さまざまな意見を反映するとともに、創意工夫しながら要配慮者への対応をはじめ、避難された方々の安心・安全な避難所となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 2点目の日常生活支援総合事業についてであります。一つ目の総合事業の利用者数につきましては、平成30年9月分の請求で申し上げますと、現行相当の通所介護が29名、緩和した基準による

通所介護が7名、現行相当の訪問介護が7名の方が利用されております。

二つ目の日常生活支援事業につきましては、要支援認定者等へのアンケート調査で、介護保険事業所からサービスを希望するか、ボランティアや近所の方などの介護保険事業所以外からのサービスを希望されるかという質問に対して、事業所以外と回答された方は1割程度しか希望されていない状況から、現在は現行相当の訪問介護サービスのみを実施しているところであります。

三つ目の総合事業を行う上での課題や今後の展望につきましては、少子高齢化による社会構造の大きな変化により、現行のサービスを維持しても、長期的には財政問題や担い手不足に対応できないとの見通しから、地域の支え合い活動を創出して対応することが必要と考えております。

今後は、介護保険事業所等と協議を行いながら、訪問介護における生活援助中心型については、担い手を確保しつつ質を確保するため、サービスに従事するために必要な知識等に対応した訪問介護の担い手養成の研修を実施してまいりたいと考えております。

また、高齢者へのアンケート調査の声としてあらわれている、いつまでも元気で地域で暮らしたいという声に応えるため、例えば地域の公民館単位で居場所づくりのニーズがあった場合、地域の役割、町の役割、事業所の役割等を明確にして、住民主体の取り組みを支援することで、介護認定に至らない元気な高齢者をふやし、重度化の予防を推進することが必要と考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員。

1番（脇本尚憲） 再質問ではなく要望になるのですが、1点目の災害避難所につきまして、今取り組まれていること、また速やかに取り組んでいただけることということで、私も消防団の団員の一員として活動する中で、今回、避難された方を誘導させていただいたんですけども、やはり安心・安全というところで、避難所というのは、決して快適であり過ぎることはないと思うんですけども、やはり安心にその一夜を過ごせる、台風などが通過するまでは過ごせる環境というのは最低限設置していただくということにつきまして、また今後も取り組んでいただければと思います。

また、2点目の要望もそうですけども、アンケートの結果、いつまでも元気に暮らしたいというふうな要望が出てくるということですので、そこをベースに、介護になられないように、介護予防になる取り組みというのを、やはり町独自でいろいろとアイデアを出し合って、いろんな意見を聞きながら今後も取り組んでいただければ、また町の活性化につながるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（岡田久雄） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。事前通告しております2点について一般質問を行います。

まず1点目として、平成31年度予算の基本政策についてお伺いします。

平成31年度予算は汐見町政6期目の最終年度となります。6期目の町長選では、「経験と行動力を生かし、京都府政と協調して、豊かな自然と利便性・快適性とが共存できる新しい町の実現を目指します」を基本姿勢として、六つの柱からなる33項目の基本政策実現に取り組まれてこられました。

今期、事業関係では、宇治都市計画道路城陽井手木津川線（宇治木津線）の計画道路概要が明らかになり、大きく前進しました。JR玉水駅の橋上駅舎や東西自由通路も12月15日から供用開始になります。府立支援学校開設に伴う町道工事も順調に進んでいます。

教育・福祉関係では、充実した子育て支援施策や高齢者福祉予算など、限られた財源の中、確実に取り組まれてきました。

そこで、次のことについてお聞きします。

1、平成31年度予算の基本政策の考え、2、各課からの来年度予算要望の時期ですが、どのように取りまとめをされるのか。

2番目として、学校運営に協力するコミュニティ・スクールについてお伺いします。

京都府教育委員会では、地域住民が学校運営に協力するコミュニティ・スクール発足支援に努められています。導入されている学校では、住民が学校運営を支えて教員の負担軽減になっている例も報告されています。また、地域住民も子どもの成長を感じることで生きがいにつながり、子どもは地域に

育てられている安心感があります。多くの自治体に広めたいと府教育委員会は導入を勧めています。

地域住民の方々による協力が必要ですが、コミュニティ・スクールについての考えと取り組みについてお聞きします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 中坊議員のご質問にお答えいたします。なお、2点目につきましては教育委員会の方から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目の平成31年度予算の基本政策についてであります。本町の財政は自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済や国・府の動向によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。こうしたことから、制度の改廃・新設、行政内部の点検等を常に心がけて予算編成を行うとともに、財政運営に当たっては、地方自治の本旨であります最少の経費で最大の効果が上がるよう徹底を図ってまいりたいと考えております。

平成31年度の地方財政対策や税制改正大綱の決定は12月中旬以降となることから、現時点においては国や府の動向が不透明ではありますが、予算の編成につきましては、行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないように、特に財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などにつきましては、来年度も後退させることのないよう努めてまいりたいと考えております。

現在、本町が抱える最も大きな課題は、人口の減少をいかにして食い止めるかであります。そのためには、利便性の向上を図るためのJR奈良線高速化・複線化第二期事業と、その関連事業としてのJR玉水駅周辺整備、定住人口の増加や税収確保のための企業誘致、住宅地をはじめとする開発適地拡大のための宇治木津線道路の整備の三つが最も重要であると考えております。

そのような中で、今月15日には玉水駅の橋上駅舎と自由通路が供用を開始し、来年度末には、山城多賀駅・玉水駅間の複線化や玉水駅の西交通広場等の整備とあわせて、町が実施している東交通広場の整備も完成することと

なっております。

また、山城多賀駅前の大型商業施設につきましても、立地計画が具体化されれば、必要な地区計画等の法手続を進めることとしております。

一方、宇治木津線につきましても、国による来年度の新規事業化を目指し、現在、京都府において、今年度内の都市計画決定に向けた手続が着実に進められているところであり、本町といたしましても、市街地へのアクセス道路や沿道の土地利用について検討を進めるとともに、新庁舎につきましても、基本設計や候補地の選定等、建設を加速させてまいりたいと考えております。また、平成33年4月の府立特別支援学校の開校に向け、関連する町道3号線や町道29号線の整備も計画どおり進めてまいりたいと考えております。

こうしたことから、今後数年間は本町の将来にとりまして最も重要な時期になるものと思っております。これらの事業が着実に前進できるよう、最大限の努力をまいりたいと考えております。

なお、来年度の予算要求の時期等につきましても、現在、各課に予算要求を出すよう指示してございまして、来年1月初旬に予算要求を取りまとめ、まず企画財政課が事務査定を行い、1月下旬に副町長と参与が精査をした後、私が査定をいたしまして、2月上旬をめどに編成することとしております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 松田教育長。

教育長（松田 定） 2点目の学校運営に協力するコミュニティ・スクールについてでございますが、コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えて、地域とともにある学校づくりを進めるものでございます。

本町におきましては既に各種の取り組みが進んでございまして、小学校では、米づくりやサツマイモの栽培、タケノコ掘りなどの体験活動、ふるさと学習として南山城水害やゲンジボタルなどの本町の歴史や自然に関する学習、子どもたちの安心・安全のための登下校時の見守り、学習活動につきましても、体カテストへの支援、放課後学習での丸つけ等の支援、本の読み聞かせなど、多くの保護者や地域の方々にご協力をいただきながら取り組んでおります。

また、中学校におきましても、部活動の外部コーチとしてお世話になったり、職場体験では17カ所の町内事業所及び公共施設にご協力をいただいております。

いるところですが。特に受験に際しましては、生徒が自信を持って臨めるよう、地元企業であるワタキューセイモア株式会社にご協力をいただき、面接練習を実施しております。

一方、子どもたち自身も、玉川堤のヤマブキの植栽や、玉水駅の駅舎デザインワークショップへ参加したこともありますし、毎年、町内での美化活動も実施しており、将来のまちづくりを担う意識が少しでも高まっていけばと願い、取り組みを進めているところであります。

このように、多くの方のご協力を得ることで、本町の子どもたちは、地域の方々に見守られているという安心感を持つとともに、井手町のよさを実感しながら、学習や活動に前向きにチャレンジできる環境がつけられていると思っております。

コミュニティ・スクール制度の導入につきましては、文部科学省の公表によりますと、平成30年4月1日現在、府内市町村の小・中学校で14.4%の導入状況であります。本町におきましては、先ほど申し上げましたように、地域と協働した取り組みが実質進んでおりますし、実施する中でご意見もいただきながら進めておりますので、今後一層その充実を図りながら、制度としての導入は、全国や府内の動向を注視して考えてまいりたいと思っております。

議長（岡田久雄） 再質問ございますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 要望ですけれども、1点目について、この数年が重要な時期であると町長の方から再度発言がございました。来年度も財源確保に努められて、しっかりと職員一同頑張ってくださいことを願いまして、要望として終わっておきます。ありがとうございます。

議長（岡田久雄） 次に、谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。通告に基づきまして、4点にわたって質問を行います。

1点目は大型商業施設についてでございます。山城多賀駅前に進出を計画している大型商業施設は、余りにも広大な面積を占めることになりそうです。

現在、事業者が予定をしている敷地面積、店舗面積は何平米なのでしょうか。駐車場の予定台数は何台ですか。

事業者の方のホームページを見ますと、店舗用地として求めている面積は、1店につき5,000坪から1万坪と記載されております。それに比して、本町への出店では余りにも過大な面積を求めておられるのではないのでしょうか。対象地は農振地であり、転用や開発について、必要最小限とするべきです。全て開発されれば、町内の農業や農地への影響はありませんか。予定地は、やましろ農協井手町支店の真ん前となります。農産物直売所への影響に対策が必要ではありませんか。

府道バイパスからの進入の安全性や渋滞対策、多賀簡易水道や公共下水道との接続、雨水対策、青少年の健全育成や近隣住居への騒音、環境、生物への影響など、検討しなければならないことは山積みですが、どのように取り組んでいくのでしょうか。

また、事業者の方は、地域貢献策について、どのような提案を行っておられるのか伺います。

2点目に、自衛隊への名簿提供についてであります。自衛官募集に協力するために、本町が自衛隊に対し住民の個人情報紙媒体で提供していると報道されました。個人情報の扱いは法律や条例で厳しく制限されております。提供した個人情報はどんなものなのか、何を根拠に提供しているのか、いつから行っているのか。何年何月何日生まれの者を対象としているのか、22歳、18歳だけか、15歳の中学卒業予定者についても提供しているのでしょうか。近年の提供者数を伺います。この情報をもとにダイレクトメールなどが発送されているのかも、つかんでおられるか伺います。

法律で提供を認められているのは募集適齢年齢層の概数や応募者総数の見通しなどで、住民基本台帳の個人情報は含まれないと解釈すべきです。個人情報の最も重要な項目である氏名や住所、生年月日などを提供する法的根拠はなく、紙媒体での情報提供は違法の疑いがあるとの専門家の指摘もあります。町長のご見解を伺います。

3点目に、障がい者雇用についてです。9月議会で、役場職員の障がい者雇用率について、本町では厚労省のガイドラインどおりに障害者手帳を確認するなどの手順で認定が行われているか質問したところ、職員99名のうち障がい者は3名で、3.0%と法定雇用率を上回っており、障害者手帳によ

る確認を行っているとの答弁でありました。その後、多くの自治体で、職員数に非常勤職員を含めず、厚労省のガイドラインどおりに算定していなかったことが報道されております。厚労省のガイドラインは、手帳の確認だけではなく、1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる非常勤職員を分母に含めるという算定方法も定めております。結果的に、本町では厚労省のガイドラインが守られていなかったことになるのではないか。それであれば、9月議会の答弁の訂正を求めます。また、経過と再計算した雇用率を伺います。

4点目に、蛇谷川上流の土砂崩れへのその後の対応についてです。蛇谷川上流で土砂崩れが繰り返されている問題について、9月議会の答弁では、恒久対策は、京都府とともに対策、工法について行為者と協議を重ね、補修作業に引き続き着手できるように現在調整を進めているとのことだったが、出水期も終わり、一日も早く恒久的な土砂崩れ対策を完了すべきです。補修作業はあれで完了したということなのか、恒久対策に着手しているのか、経過と今後の見通しを伺います。

以上でございます。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目の大型商業施設についてであります。昨年12月議会でも答弁申し上げたとおり、井手町地域創生計画策定時に行った町内の女性を対象にしたアンケート調査で、約8割の方が買い物など日常生活が不便であると回答されており、町内に生活用品等がそろう大型商業施設が進出予定であることは地域住民にも期待されており、関係土地所有者の方々にも同意を得ていることから、町といたしましても、人口減少を食いとめることにつながるものと考え、前向きに捉えているところであります。

また、大型商業施設の進出による影響を考慮し、プレミアム付き商品券発行事業の継続実施ができるよう、地域商業活性化支援基金として1億3,000万円を積み立ててきたところであります。

現在、事業者においては、出店の実現に向けた最終的な決定を行うための調査・検討が進められている段階であり、今後、事業者として正式な決定がなされれば、店舗面積、駐車場台数など、詳細な計画が示されるものと考え

ており、進入道路の安全性等の個別具体的な課題や地域貢献策については、出店の具体化の後、必要な法手続を進める中で適切に指導、助言してまいりたいと考えております。

なお、今回の想定される計画予定地の広さにつきましては、本事業者の標準的な店舗規模である来春開店予定の木津川店と同程度の敷地面積であり、また、農産物直売所につきましては、J A 京都やましろ井手町支店に確認しましたところ、大型商業施設による誘客効果が期待できるとともに、将来的な直売所の運営方法などについても、具体的な出店計画が進められる中で事業者と協議調整していくと伺っております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 2点目の自衛隊への名簿提供についてですが、自衛隊法第97条第1項では、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定されております。自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができることとされております。この自衛隊法施行令第120条で規定された事務は、自衛隊法施行令第162条、地方自治法施行令別表第1で法定受託事務として都道府県または市町村が処理すると規定されております。これらを根拠とし、京都府からの協力依頼文も届いていることから、平成26年度より、募集に係る適齢者情報の提供を行っているところであります。

提供した情報は、防衛事務次官通達による適齢者情報で、こちらは氏名、住所、性別、生年月日であります。提供する翌年度に18歳を迎える男女の情報を、平成26年度に80件、平成27年度に86件、平成28年度に70件、平成29年度に67件提供しております。この情報をもとに、自衛官候補生の募集を行うための広報用チラシの配布を行っている聞いております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 3点目の障がい者雇用についてですが、京都労働局に提出している障がい者雇用に関する数値につきましては、京都労働局の

担当課に記載内容を確認しつつ報告をしており、その通知を9月定例会で答弁させていただいたところであり、その時点での答弁に誤りはなかったものと考えております。

9月定例会以降、11月7日に新聞記者から、京都労働局は嘱託職員も対象となるとのことであるが、井手町は含めているのかとの取材があり、その取材に対して、嘱託職員は含めていないとして答えたところ、翌日8日に新聞掲載となったものであります。直ちに京都労働局の担当課へ連絡し、本町の確認内容と違うのではないかと問い合わせをしたところ、京都労働局の担当者から、2年目以降に在職する嘱託職員を計上するようにとのことから、嘱託職員を含めた職員数119名、うち障がい者3名、障がい者雇用率2.52%として、改めて報告してきたところであります。

なお、30年11月13日付の総務省の通知において、障がい者雇用に関する手引きやマニュアルが策定されるとのことありますので、それに従いながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 4点目の蛇谷川上流の土砂崩れへのその後の対応についてであります。9月議会でお答えした補修作業につきましては、川幅が狭くなっていた箇所を撤去するとともに、大型土のうの設置により川幅を確保し、完了しております。恒久対策につきましても、補修作業に引き続き、現在、川沿いにコンクリート製のブロックを設置するとともに、川の上部斜面を安定勾配とする土砂の撤去工事が行われているところであります。今後とも、早期に対策工事が完了するよう、京都府と連携し、しっかりと指導してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございますか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） まず1点目に大型商業施設の関係ですけれども、木津川の今建設中の用地も見てまいりましたが、5万4,000から5,000というような、そういう平米数であるというふうに聞いておりますが、井手町の場合、京都府の山城北振興局の方で、商業施設を誘致するガイドラインに定める地域というのが定められましたけれども、それを見ますと6万平米と

いうふうに書かれておりました、木津川店の面積よりも広くなるんじゃないかというふうに思っています。計算しましても、それ以上に大きいなというふうに思うわけです。

どこが違うかといいますと、一番最近に開店したP L A N Tの伊賀店というのがありますけれども、そこは3万平米ぐらいですので、規模は半分ぐらいですが、そこも住宅地の中にあるわけです。木津川店も住宅地の中にあるわけです。誰が所有している土地を借りておられるのかといいますと、木津川の方はURの所有地を、URとの30年の借地契約だというふうに聞きました。伊賀店の方も借地であると。P L A N Tさんは、今まで開設したところは全部30年借地だというふうにおっしゃってましたので、伊賀の場合は、電鉄会社あるいは電鉄会社と同じ名前の不動産会社、どちらか今はっきりしませんけれども、1社が持っておられる土地なんです。

井手町の場合は、今進出されるところは農地であって、もともと住宅地じゃないわけです。農地であって、そして何十人もの地権者がおられて、それをそれぞれと個別に借地契約を結ぶしかないのかなと思いますけれども、そうすると、一旦転用してしまいますと、いくら借地といえども、私とこの土地だけ支障ができたので契約解除したいとか、そういうことが言えなくなってくるわけです。そういう本当に必要最小限、これだけはどうしてもという土地でおさめてもらわないと、農地の原状復帰というのは非常に難しいというふうに思うわけです。

現場は、圃場整備もされまして、蛇口をひねれば水が出てくる優良農地です。そこが全部商業用地になれば、田んぼに水を入れる土地改良施設なんかも使えなくなるのは間違いない。それをまた新たに農地に戻すときに、もう一度同じように設置してくれというようなことができるのか。一旦お貸しすると農地に戻すのが非常に難しいというのが、最近この事業者さんをつくったはる他の店舗とは違うと思うんです。木津川や伊賀のお店がもし撤退されても、そのまま、また住宅用地に開発できるような、そういうところでありますし、ちょっと様子が違うと思います。

町長は、町内の商業に対して影響が出るだろうということで、対策を打つということでは言われていて、プレミアム商品券がどれぐらいの効果を生むのかというのは疑問な点もありますけれども、それは一応、対策された。

じゃ、農業の方はどうなんや。あれだけの広大な農地が、しかも優良な農

地がなくなってしまう、もとに戻すのは非常に難しそうや、30年たったら。じゃ、ただでも井手町の中の耕地面積が少ないのが一気に失われてしまって、町内産のお米を学校で食べるとか、安心・安全な地元の米を食べたいという人が多いわけですけれども、とれる量なんかも一気に少なくなる。そういうことを考えますと、商業施設は欲しいですよ、みんな求めておられますし、買い物難民という方がふえている中で。しかし、その中でも、本当に農業のために使われている土地を最小限に抑えてほしいというようなことはお願いしたらどうかと思うわけです。

農産物直売所は、かえってそれで誘客できるというような見方を、本当にそこに産物を納めておられる方がみんな思っておられるのかなと非常に心配するわけですが、目の前にそういう施設ができれば、町内のほかの商業施設と商業者の皆さんと同じく、農協の方にも影響が出るのは間違いないと思います。やはり対策をとってもらわないといけません。

商業に対する対策だけでなく、農業に対して、この大型商業施設進出について、どのような対策をお考えになるのか、町長の口からお話ししていただきたいと思います。それが1点目の質問です。

2点目、自衛隊への名簿の提供ですが、今おっしゃったのは、もう一回確認ですけど、18歳の適齢者の方だけですね。22歳とか15歳というのではないということでしょうか。確認をしたいと思います。

それと、報道だけで我々も判断するわけにはいきませんので、町長の口からきちんとお答えをいただきたいと思うんですけれども、町長が記者に聞かれて、紙媒体で提供しているのは府の協力要請を受けているからだ。府内8市町村が昨年度名簿提供したという新聞報道に対しては、府は、各市町村の判断と取材に答えているわけです。それが、町長は、府から依頼を受けて、信頼している府からの要請であれば間違いないと判断しているというふうに答えられたということですが、これが事実かどうかということと、いくら府がこうしてくれとか国から通知が来てといっても、やっぱり判断するのは最終、市町村の判断なわけです。そんな、信頼している府からの要請だから何でもさせてもらいますということにはならないわけで、町長はどう判断されたんですか。そこはやっぱりお聞かせいただかないといけません。

最近の自衛官募集の状況を見ますと、ここ4年間は採用計画数よりも採用者数が下回っておりまして、自衛隊の方も危機感を持っておられるんだ

と思いますから、さらにいろんな要請が強まってくるのではないかと思いますけれども、あくまでも個人情報提供というのは慎重でなかったらいけないと思うんです。自衛隊が今までの自衛隊と様変わりをしておりまして、集団的自衛権行使を認められた存在になったわけです。そうしますと、井手町でも以前から、平和非核都市宣言によりまして、戦争に協力する事務は行わないということを井手町も定めている、宣言をしている町なわけです。今のような、海外で他国との戦闘に加わる可能性が出てきた、そういう自衛隊に対して協力することは戦争への協力になりかねないというふうに思いますが、町長のご判断はいかがですか。

3点目に障がい者雇用問題ですが、119人、2.52%というふうに報告をし直したということなので、それが今の数字やと思うんですけれども、これには精神障がい者の方は入っているのか。ことしから精神障がい者の方も数に含めよというようなことになっていると思いますし、2.52%だったら法定雇用率は上回っているということなのか。もう0.1%今度から上がってくるというふうに思うんですけれども、今後、障がい者の方を積極的に雇用していくということについての町のお考えを再度伺いたいと思います。

4点目、蛇谷川ですけれども、ここも今週もまた見に行きましたけれど、昨日、非常に強い雨が降りましたら、やっぱり蛇谷川は泥水がたくさん流れております。応急処置は行われております。土砂は撤去して、川幅はある程度確保されておりましたが、その後、コンクリートブロックの積み上げというのはまだ途中で、3分の2もいってないかなという感じですが、あのコンクリートブロックが恒久対策ということと言えるのか。随分沈み込んでいるわけです。一番下のコンクリートブロックだったら半分以上水没しているというか、土中に埋まってしまっているというか、今後さらに中へずつと入っていくんじゃないかというのも思いますし、若干傾いているブロックもありますし、上の方、安定勾配をとるという作業はまだ全然できておりませんし、そのブロックの間から泥が流れ出しておりましたので、大きな、トンブロックというんですか、さいころブロック、あれだけで恒久対策と言えるのか。

あと、あのあたりは、この間発表になった新たな国道、城陽井手木津川線の通過予定地にかかるんじゃないかなと、あの地図を見ますと、思いますけれども、今後その国道をつくるんやから、適当な対策で大体やっておいたら

いいやん、また国道をつくるからみたいなことにならないように、国道は一体いつできるのか。うまくいっても10年後という話がありましたし、国の予算がどうなるかわかりませんので、そういうこととは関係なく、きちっと最後まで恒久対策をやらせるということが必要だと思います。

もう少し下流に行きますと、完全に上流の土砂崩れと関係なく、護岸がいつぱい崩れてきているわけです。大きなひびも入ってますし、京都府も把握してるとおっしゃってましたけれども、竹は倒れてきて、竹やぶの根元はずっと土がえぐられてる。いつ、もっと崩壊してきても不思議でないというような状況になってまして、今やっている補修作業、恒久対策のところだけでは、蛇谷川全体の安全は保てないんじゃないか。今回これで注目されて、しよっちゅう見に行くようになりましたので気づいたということもありますけれども、もうちょっと下流の部分についての安全性について、町は認識されているのか。京都府、京都府と言いますけど、町管理の河川なので、その辺はどうなっているか、改めて質問をいたします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私に1点目、2点目、答弁をとということです。

1点目も2点目も、これは、はっきりしているのは、私と谷田議員の認識の違いなんです。1点目でいいますと、農地は大事、これはわかったことです。その前提にあるのが、これは答えてることですけども、以前のアンケート調査で、8割の20代、30代の方が、買い物と日常生活が不便だということで、こういうことを望んでおられると。そういう中で、事業者が町に相談に来られた。もちろん、その前提にあるのは、やっぱり土地所有者、農地を持たれる方の同意がなければ、これはできないわけで、こちらは同意をまずもらってほしい。それで同意、了解をもらった、同意してもらった、ということが前提にあるわけです。JAの直売所の話も出されましたけれども、JAはそういう考え方やということから言えば、当然進めていくべき違うかな。谷田議員の話を聞きますと、大型店であれば問題があるみたいな、そういうことですね。我々はそういうことではなしに、今言うたような考え方で進めてきているということです。

それと、自衛隊の募集です。法を守らずにということは絶対ないです。自

衛隊の方からも京都府からの協力要請もあったわけですがけれども、自衛隊法に基づいて、防衛省と総務省、お互いに確認をし合っているのか、防衛省の方から総務省の方に、紙媒体について、どうですかということで、総務省の方は、それで法的には問題ないという見解が出ているわけです。それと、それらを踏まえて、京都府の方から協力をということで要請が出ている。それが前提にあるわけです。近年の自然災害などを見ていると、自衛隊の果たしている役割、自衛官のご苦勞、あるわけです。自衛隊員がいなければ、この災害どう守っていくんやというのが私には前提にある。そういう意味では、募集について、やっぱり協力していくべきやと。もちろん、法律は問題ないということが前提ですけど。谷田議員は、聞きますと、安保法制の問題も出されましたけども、共産党自身が自衛隊は解消すべきやという立場ですね。そういう前提が違うんです。せやから、認識の違いというのはそういうことだということで、私どもは問題なしにこれをやってきたということです。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、本町の法定雇用率は2.5%でございますので、現在2.52%であるので、上回った率となっております。先ほど答弁いたしました障がい者の3名につきましても、9月議会でお答えさせていただきましたとおり、身体障がい者2名、知的障がい者1名の3名ということでございます。なお、今後も、障がい者雇用につきましては、法令に従いながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 蛇谷川の復旧について答弁させていただきます。

現在作業中でございますが、まずは崩れてきた土砂をこれ以上崩れないようにしっかりと撤去して、大型土のう、黒い土のうでございますけど、あれはコンクリート製ブロックに物として入れかえておりまして、今現在まだ作業中でございます。引き続き、京都府とともに現地指導もしっかりしておりまして、今後も連携して工事完成までしっかり指導していきたいというふうに思っております。

それと、下流の方の護岸とかの崩れでございますけども、それにつきましては、施設、護岸ブロックとかは、あそこは砂防河川になっておりまして、京都府の管理する施設になっております。それについては、この問題が起こる折から、府の方に補修をしていただきたいということで、現地も見えていただいておりますので、今後、補修の方もしっかりとやっていただくよう再度伝えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。あと1分半ですので、よろしくお願ひします。

9番（谷田みさお） いろいろ再質問に答えていただいたんですけども、町長が、自衛隊についての見解、いろいろ見解が違ふ、違つても議論する場が議会ですし民主主義ですから、見解が違ふからといって最初から何も答えないということにはならないということで、今お答えいただいて結構なことかと思ひますけれども、日本共産党が自衛隊を廃止をすることを前提としているというのは誤解でありまして、今、自衛隊が存在しているのは、そのまま認めているわけです。ただし、将来的には、選挙等で国民に是非を問うて、自衛隊を廃止するべきだという意見が多数になれば、そのときには廃止をしていくということはもちろんやっていかなければならないと思ひます。自衛隊員は災害救助で頑張つていただけてる、それだからこそ、戦地へ行つて、命の危険にさらされるようなことにならないように、自衛隊員の命を守りたいと心から思つているので、安保法制等は廃止をというふうに思つているわけです。その辺の誤解がございましたので、ご説明をさせていただいて、質問を終わりたいと思ひます。

議長（岡田久雄） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は13時15分から。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時14分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第5、報告第13号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思ひます。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、報告第13号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、和解及び損害賠償額の決定の件であります。

次のページをごらんください。専決処分書であります。

和解及び損害賠償額の決定の件。

和解及び損害賠償額の決定について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

次のページをごらんください。和解及び損害賠償額の決定の件でございます。

京都府綴喜郡井手町大字多賀小字判ノ地31先で発生した公用車の交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定を行ったので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

記といたしまして、1、相手方。住所、京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町4、氏名、西日本電信電話株式会社。2、事故の概要。平成29年12月8日午後2時42分ごろ、井手町大字多賀小字判ノ地31先において、小動物が飛び出し、回避したところ、西日本電信電話株式会社所有の支柱に衝突し、破損させたものである。3、和解内容。本町が相手方の損害の10割を負担する。4、損害賠償額。金29万4,190円。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 以上で報告第13号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6、報告第14号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、報告第14号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次のページをごらんください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のとおり定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の変更につきましては、本工事を実施している町道3号線において、京都府が行っている支援学校造成工事の工事車両の通行確保や今後実施する側溝工事への手戻りを避けることなどから、町道3号線の工事車両通行部以外の路盤工や町道3号線と町道29号線の交差点部分の盛り土工を廃工したことなどにより、契約金額を減額したものです。

それでは、次のページをごらんください。工事請負契約変更の件。

町道3号線道路改良その5工事ほか2件について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、1、契約の対象。9道改第5号、町道3号線道路改良その5工事ほか2件。2、変更契約金額。金1億6,683万3,000円、うち取引に係る消費税額、金1,235万8,000円。3、今回変更による減額。金208万9,800円、うち取引に係る消費税額、金15万4,800円。4、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字橋ノ本35番地1、西田建設株式会社、代表取締役、西田 厚。5、契約の方法。一般競争入札による契約であります。

以上、簡単ではありますが、報告にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 以上で報告第14号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第7、議案第50号、平成29年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水

道」歳入歳出決算認定の件から、日程第9、議案第52号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題とします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 丸山久志決算特別委員会委員長。

7番(丸山久志) 7番、丸山です。

それでは、ただいま議題となっております議案第50号、平成29年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第51号、平成29年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第52号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月27日の9月定例会におきまして、9名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第50号から議案第52号までの3件の決算認定の件が付託され、閉会中の継続審査となっていたものであります。本3件は、いずれも井手町における平成29年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る10月30日、31日の2日間にわたり招集いたしました。委員8名出席のもと、汐見町長以下、町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後に歳入の部の質疑を行い、次に、特別会計の質疑につきましては各会計別に歳入歳出全般にわたり質疑を行い、最後に総括質疑を行ってまいりました。

次に、審査内容の報告等に入りますが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第50号、平成29年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第51号、平成29年度井手町水道事業会計決算認定の件の2議案につきましては賛成多数をもって、議案第52号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件につきましては賛成全員をもちまして認定すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。以上です。

議長（岡田久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

ただいま議題になっています議案第50号から第52号の3議案のうち、議案第50号の2017年度井手町一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、多賀地区簡易水道特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算に反対の立場で議案第50号に反対、第51号、井手町水道事業会計決算に反対、第52号、井手町多賀財産区特別会計決算に賛成の立場で討論を行います。

安倍政権は消費税増税、9条改憲、沖縄への新基地建設など、どの世論調査でも国民の多数が反対であることに全く耳をかさず、暴走を続けています。世界の民営化失敗が明らかな中で、命の水を海外水メジャーに売り渡そうとする水道法改定、外国人実習生の過酷な実態を検証もせず、具体的な中身が何もないまま、とにかく外国人労働者をふやそうという入管法改定などなど、到底認められません。一方、安倍政権が固執してきた今国会での自民党改憲案の提案は、多数の世論と野党の結束した反対を前に破綻いたしました。

国民の生活を省みることなく、貧困と格差を拡大し、年金や生活保護の削減を進め、後期高齢者医療の特例軽減廃止、70歳以上の医療費負担上限の引き上げ、65歳以上の入院居住費の値上げなど、どこまでも社会保障の切

り捨てに突進する。そのような悪政のもとで、住民に一番身近な町政が何をすべきかは明らかです。その観点で、この決算では住民の暮らしを守ることはできません。

まず、一般会計で5億4,000万円もの繰上償還を行い、さらに、1億3,000万円の将来のプレミアム商品券発行のための基金を積み、3億8,000万円もの繰り越しとなりました。すなわち、歳入額50億円のうち、10億円以上はことしの住民のための仕事をしなかったということになります。

住民要望の強いバスなどの公共交通の確保、住民の移動や通院、買い物支援がどうしても必要です。奈良線の複線化や国道城陽井手木津川線の整備のみでは、町内の移動は便利にはなりません。2兆円を超える莫大な建設費がかかり、並行在来線廃止などで逆に不便を生む北陸新幹線より、日常の住民生活の足確保にこそ、国の予算も地方の予算も振り向けるべきです。

本町の人口減少がとまりません。一方で、短期滞在の外国人住民はふえています。ことし合併60周年を迎えましたが、現在の人口は合併前にほぼ等しい水準になっています。失われた年月は余りにも大きいと言えます。現町長が町長に就任されてからでも、23年以上経過をしています。道ができれば、複線化が進めば、工業団地ができればと、夢のような話はされますが、この23年間に失われた活力をどう総括されているのでしょうか。

災害の多発する時代になりました。本町でも万全を期す対策が必要です。避難所の機能強化、特に水や食料、毛布など、倉庫から運ぶのではなく、避難所に常に置くこと、避難所となる小学校などの体育館にはエアコンと多目的トイレを設置することは喫緊の課題です。

教育予算では、子どもの貧困が深刻化する中、就学援助を申請しやすい環境づくりと支給額の拡充が必要です。特に入学準備金は、趣旨を生かし、入学前に支給を前倒しするべきです。他の市町村でできることが、なぜ本町でできないのでしょうか。貧困に苦しむ子どもたちへの思いやりに欠ける教育行政と言われても仕方ありません。

教職員の働き方改革は待ったなしです。教育委員会は学校任せにせず、教職員の多忙化と長時間勤務を是正し、学校にも産業医を設置して、教職員の心と体の健康を守る責務があります。

職員の働き方の問題では、行政改革の名のもとに、どんどんと職員数が減

らされ、非正規への置きかえが進んできました。保育所では、担任さえ非正規職員が担う状況になっています。役場が官製ワーキングプアを生んでよいのでしょうか。たった1日の雇用の空白を理由に、臨時職員には有給休暇の繰り越しさえ行わないのは違法です。総務省の通達を守り、臨時職員の処遇改善を行うべきです。

本町では、正規職員でも近隣自治体より給与水準が低く、保育士や保健師など、人材確保に支障を来しています。その上、アルバイトの宿直員が確保できないからと、職員に宿直勤務さえ強いているのは、尋常な事態ではありません。改善を求めます。

国民健康保険特別会計では、ことしから広域化されましたが、本町では、国保税額の値上げを回避するため、一般会計から多額の繰り入れを行わなければならない状態です。国保の構造的な問題解決には、公費投入をふやすしか道はありません。全国知事会、市町会、町村会も国庫負担の増額を政府に要望し続けており、1兆円の公費投入で協会けんぽ並み負担率にすることを求めているのは道理のあることです。本町では低所得世帯に重い資産割がかかる問題の改善も急務です。

水道事業会計や多賀簡易水道特別会計では、2017年8月使用分から14%も水道料金が値上げされ、営業用の用途別料金を廃止しました。有収率の改善、地下水を守り、企業からの給水収入をふやす努力、多額の未収金の解決など、値上げの前の努力が不足です。

介護保険会計では、要支援1・2の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村事業に移し、介護の専門職ではない住民主体のサービス提供とする総合事業がスタートしました。本町ではサービスの実態は全く変わっていないという答弁ですが、すなわち、有資格者以外の担い手の参入が進んでおらず、受け皿になる民間団体もない、そして何より、介護を受ける立場の高齢者が専門職のプロに介護をお願いしたいと望んでおられるから、結局、国の思惑どおりにはいかないということにほかなりません。国に、総合事業は撤回させて、介護制度から公的責任を後退させないよう求めるべきです。

以上のような理由で、議案第50号、第51号に反対、第52号に賛成をいたします。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島寛道議員。

3番（西島寛道） 3番、西島寛道。

ただいま議題となっております議案第50号、平成29年度井手町一般会計、特別会計歳入歳出決算、議案第51号、平成29年度井手町水道事業会計決算、第52号、井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論を行います。

本年11月発表の月例経済報告において、景気全体の判断は、個人消費の持ち直し継続などを踏まえ、11カ月連続で穏やかに回復していると示されている状況の中、本町は大きな希望ある変革期を迎えており、今後数年で役場新庁舎の建設や支援学校の開校、また新国道開通に伴う町道整備など、多くの事業が予定されていることから、この現実をしっかりと捉え、行政と私たち議員が、住民の方々の理解を得ながら、今後の井手町のためにしっかりと取り組んでいかないといけないと考えております。

平成29年度の行財政運営については、全般にわたり点検、見直しを的確に行うなど、経営改善に積極的に取り組みつつ、国や京都府への要望なども積極的に行われるなど、健全財政を維持しながら、地域住民の安心安全や福祉、教育、暮らしの周辺整備など、充実した事業に取り組まれている状況において、平成29年度の一般会計の財政状況は、実質公債費比率はマイナス0.2%で、経常収支比率は84.9%と、いずれも府内26市町村の中でも最もよい数値であり、高く評価するものであります。

具体的に申しますと、歳出につきましては、総務関係では、まちの活性化のための井手応援隊活動拠点運営事業や利便性向上のためのJR奈良線高速化・複線化第2期事業費、安心安全のための街頭LED整備とともに、地域商業活性化のための積み立てが実施されています。

民生関係では、18歳までの医療費を無料とする子育て支援医療の拡充やチャイルドシート等購入費補助など、充実した子育て支援施策をはじめ、バリアフリー事業や福祉タクシー事業、敬老事業やデイサービスセンター改修工事など、子育て世代、障がいのある方、高齢者の方に対し、充実した事業に取り組まれているとともに、衛生関係では、地域住民の健康のための予防接種事業や無料のがん検診なども実施されています。

農林関係では、有害鳥獣駆除や耕作放棄地活用事業など、農地を守るための事業に取り組まれており、商工関係では、地元商店街の活性化のため、井

手町百縁商店街事業補助やプレミアム付き商品券発行補助、また、企業誘致のための企業立地促進助成などの事業も実施されています。

土木費では、府立支援学校のアクセス道路となる町道29号線道路改良や利便性向上のためのJR玉水駅西交通広場整備、町営住宅の長寿命化改修など、住民生活を守る暮らしの周辺整備に取り組まれております。

消防関係では、地域の安心安全、さらには、災害に強いまちづくりのため、消防団資機材購入や防火水槽設置、防災広場整備等をはじめ、計画的に防災訓練も実施され、教育関係では、学力向上や教育環境の充実のため、数検、英検チャレンジ推進事業や泉ヶ丘中学校国際交流海外派遣事業、さらに、給食センターの食物アレルギー対応施設整備など、ソフト面、ハード面とも充実した事業が実施されています。

結果、一般会計では、歳入総額約50億8,476万9,000円に対し、歳出総額約46億6,281万6,000円、歳入歳出差し引き額では約4億2,195万3,000円の黒字であり、繰越明許財源を差し引いた実質収支額は約3億7,767万7,000円の黒字となっており、多岐にわたる充実した事業に取り組まれ、住民要望に十分に応えた内容であると高く評価するものであります。

また、多くの事業に取り組みながら、一般会計の基金総額は約69億円であり、他の市町村にはない健全財政を維持しつつ高く評価できる決算ができたことは、町長が早くから行財政改革に取り組まれ、国や府の補助金などを有効に活用しながら、職員一丸となって、最少の経費で最大の効果となるよう努力された結果だと考えます。

特別会計につきましても、財政状況が厳しい中、充実した内容となっており、高く評価するものであります。

これらのことから、議案第50号から議案第52号、全ての決算の認定に賛成いたします。

議長（岡田久雄） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第50号、平成29年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手多数です。したがって、議案第50号は認定することに決定しました。

これから、議案第51号、平成29年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手多数です。したがって、議案第51号は認定することに決定しました。

これから、議案第52号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第52号は認定することに決定しました。

次に、日程第10、議案第57号、井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第57号、井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件についてご説明申し上げます。

多賀財産区管理会条例第3条の規定により、下記の者を井手町多賀財産区管理委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西南組、奥田英夫氏。京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東北組、■井幸弘氏。京都府綴喜郡井手町大字多賀小字下川、菱本嘉政氏。京都府綴喜郡井手町大字多賀小字下川、菱本忠雄氏。裏面でございます。京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東南組、高

田 勇氏。京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北組、岩城隆史氏。京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西南組、高田重晴氏。なお、任期は4年でございます。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これにて提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第57号、井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第57号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第57号は同意することに決定しました。

次に、日程第11、議案第58号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第58号、和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

平成30年9月20日、玉川保育園において、給食の際、園児のマウスピースを外してティッシュに包み、保育室内に保管していたところ、交代した職員に対し、当該事項の引き継ぎをしていなかったことにより、誤ってマウスピースを破棄してしまったので、下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

記といたしまして、和解内容、町と相手方との過失割合を10割対0割と認め、マウスピース作成費3万円の10割を町が負担する。損害賠償額、金3万円。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。
これから、議案第58号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第56号、平成30年度井手町一般会計補正予算(第5回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、議案第56号、平成30年度井手町一般会計補正予算(第5回)につきましてご説明申し上げます。

平成30年度井手町の一般会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,837万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億193万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の規定でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

それでは、3ページをごらんください。第2表繰越明許費でございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費 9, 500 万円、
8 款土木費、4 項都市計画費、事業名、J R 玉水駅周辺整備 1, 760 万円、
1 1 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、事業名、町道 35-00
号線他災害復旧事業 1, 750 万円。

次のページをごらんください。第 3 表債務負担行為補正でございます。

一般廃棄物収集運搬委託、期間、平成 30 年度から平成 31 年度まで、限
度額 4, 900 万円。

次に、8 ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご
説明申し上げます。

歳入であります。1 3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目土木費補助金、
今回 15 万円を追加し、計 4 億 2, 828 万 3, 000 円、土木管理費補助
金の 15 万円であります。

1 4 款府支出金、2 項府補助金、1 目総務費補助金、今回 75 万円を追加
し、計 2, 908 万円、総務管理費補助金の 75 万円であります。4 目農林
水産業費補助金、今回 290 万 2, 000 円を追加し、計 1, 811 万円、
農業費補助金の 290 万 2, 000 円であります。6 目土木費補助金、今回
7 万 5, 000 円を追加し、計 1 億 5, 997 万 5, 000 円、土木管理費
補助金の 7 万 5, 000 円であります。

3 項府委託金、1 目総務費委託金、今回 193 万 2, 000 円を追加し、
計 1, 408 万 9, 000 円、選挙費委託金の 193 万 2, 000 円であり
ます。

1 6 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、今回 6 万円を追加し、計 1
7 万 1, 000 円、一般寄附金の 6 万円であります。2 目民生寄附金、今回
9 万円を追加し、計 41 万 1, 000 円、社会福祉費寄附金の 9 万円であり
ます。

1 8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、今回 1, 241 万 4, 000 円
を追加し、計 2, 235 万 9, 000 円、前年度繰越金の 1, 241 万 4,
000 円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。2 款総務費、1 項総務管理費、9 目まちづくり推進費、
今回 150 万円を追加し、計 1, 205 万 5, 000 円、財源内訳といたしまし
て、国・府支出金の 75 万円、一般財源の 75 万円であります。委託料

の150万円であります。12目ふるさと応援基金費、今回6万円を追加し、計17万円、財源内訳といたしまして、その他の6万円であります。積立金の6万円であります。13目社会福祉基金費、今回9万円を追加し、計41万円、財源内訳といたしまして、その他の9万円あります。積立金の9万円あります。

3項住民基本台帳費、1目住民基本台帳費、今回11万3,000円を追加し、計3,133万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の11万3,000円あります。負担金補助及び交付金の11万3,000円あります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、今回3万8,000円を追加し、計50万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3万7,000円あります。負担金補助及び交付金の3万7,000円あります。6目京都府議会議員一般選挙費、前回まで累計ございません。今回新たに212万9,000円を計上し、計212万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の193万2,000円、一般財源の19万7,000円あります。報酬の6万1,000円、職員手当の22万9,000円、賃金の1万4,000円、旅費の2万円、需用費の96万1,000円、役務費の64万4,000円、備品購入費の20万円あります。

次のページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、今回29万9,000円を追加し、計7,190万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の29万9,000円あります。償還金利子及び割引料の29万9,000円あります。3目国民年金事務費、今回7万3,000円を追加し、計831万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の7万3,000円あります。負担金補助及び交付金の7万3,000円あります。4目福祉医療費、今回124万5,000円を追加し、計5,682万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の124万5,000円あります。賃金の96万2,000円、負担金補助及び交付金の28万3,000円あります。5目いづみ人権交流センター運営費、今回14万7,000円を追加し、計3,492万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の14万7,000円あります。賃金の14万7,000円あります。6目後期高齢者医療費、今回、793万円を追加し、計1億1,1

93万円、財源内訳といたしまして、一般財源の793万円であります。負担金補助及び交付金の793万円であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、今回24万3,000円を追加し、計1億856万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の24万3,000円であります。償還金利子及び割引料の24万3,000円であります。2目保育園運営費、今回50万7,000円を追加し、計2億4,018万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の50万7,000円あります。需用費の42万8,000円、備品購入費の5万円、負担金補助及び交付金の2万9,000円あります。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、今回21万1,000円を追加し、計198万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の21万1,000円あります。委託料の21万1,000円あります。3目農業振興費、今回342万円を追加し、計2,002万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の269万1,000円、一般財源の72万9,000円あります。負担金補助及び交付金の342万円あります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、今回30万円を追加し、計3,266万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の22万5,000円、一般財源の7万5,000円あります。負担金補助及び交付金の30万円あります。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、今回6万9,000円を追加し、計1,005万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の6万9,000円あります。負担金補助及び交付金の6万9,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　中坊　陽議員。

8番（中坊　陽）　8番、中坊です。

10ページの一番下の子育て支援のための主食提供拡大事業、目的は子育て

て支援と思うんですけども、現状はどのようにされているのか。それと、何歳児からが対象なのか。それと、毎日提供されるのか。それと、職員の増員というか、職員体制はどのように考えておられるのか、その事業を行うにについて。

11ページの農林水産業費の農業者等復興支援事業、この事業内容についてお聞きします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) ただいまの中坊議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援のための主食提供拡大事業ということですが、現状は今、乳児に対しまして主食は提供しているんですが、3歳児以上の子どもさんに対しては、家から主食を持参していただいております。今回、これにつきましては、来年4月より3歳児以降の園児の方にも主食を提供するというものになります。こちらにつきましては、来年4月以降は毎日、主食を提供させていただくこととしております。

職員体制であります、そちらの方、職員、今の現状でいけるか、というふうにしたらいいかというふうなのを見直しをしまして、職員の増員とかはないんですが、それに必要なものを備品等で購入を今回させていただくというものになります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまの農業者等復興支援事業に対する事業内容のご質問です。

こちらにつきましては大きく二つの事業がございまして、一つ目に野菜生産施設災害復旧事業というものがございまして、今年度の台風21号によりまして被害のありましたパイプハウス及びこれに附帯する施設の復旧及び撤去に要する費用を、国・府の助成に加え、町の上乗せ補助を行うものであります。もう一つが農業者等復旧応援事業でありまして、20万以下の小さい被害で、農業用資材や機械の修繕等に係る費用につきましては、府が直接助成するものに対し、追加、上乗せで町が補助をいたしまして、こちらによりまし

て被災農業者の支援を行う事業でございます。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質問ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 先ほどの保育園の主食提供ですけれども、需用費と備品購入費と予算が分かれてますけれども、乳児にこれまでも主食は提供してたということは、炊飯器はある園もあるということですか。これは、需用費というのは米代なんですか。備品購入費というのは炊飯器、何台、どこに置かれるのか。

保育園でのアレルギーへの対応というのがどうなってるか。アレルギー対応をしておられなかったら、子どもは全部お弁当を主食も副食も持ってきてるということなのか、何人ぐらい、そういう園で給食を提供できない子どもがいるのかお尋ねします。

それと、先ほど、農業者の支援事業、11ページですけれども、パイプハウスは、農協がやったはるアグリファームのところでも非常に大きくパイプハウスが破損してたりしましたけれども、これは個別の農業者だけじゃなくて、そういう法人になっているような農業者にも支援がされるのか。それぞれの支援の対象も、府の方は説明会とかもやっておられましたので、対象の人数がわかっているなら教えていただきたいと思います。

それと、同じく11ページで、ブロック塀の緊急安全対策の支援事業ですが、一般質問のときにも説明がありましたけれども、実際それを申請したら、どなたかが査定に来られるというか、これは対象になりますよ、なりませんよというような診断を町がやるんですか、誰かが来られるんですか。その費用もこれに入ってるということですか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

計上しております需用費につきましては、今後必要になります食器類の購入をするために計上いたしております。備品購入費につきましては、こちら、炊飯器なんですけれども、いづみ保育園に1台、炊飯器の購入を予定してお

ります。

あと、アレルギーの対応ですが、保育園でアレルギーの除去食の対応はしておりまして、お弁当を持参していただいている方、すなわち、園の方で提供できないお子さんというのはいらっしゃいません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまのご質問にお答えいたします。

パイプハウスの被災につきましては、法人、個人ともに対象となっております。対象の人数等につきましては、法人、個人合わせて3件を計上しております。また、被災が小さ目の農業用資材等の被災につきましては、10件分を計上しているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) それでは、ブロック塀の診断の件についてお答えさせていただきます。

まず、点検表というものが府の方から参っております。それに基づきまして、所有者ご本人が、ふぐあいな点があるかどうかをまずチェックしていただきます。それをもって申請していただき、我々、町職員がその確認を必要に応じて現地でさせていただきます、もし個別案件で難しい点があれば、府にも要請して確認等をさせていただくということになるかと思っております。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 丸山議員。

7番(丸山久志) 保育園の件ですが、この場合の保護者負担というのはどういうふうになるわけですか。小・中学校ですと、給食費全額補助ということで保護者負担はないわけですが、保育園の場合はどういうふうになっておりますか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) ただいまの丸山議員のご質問にお答えいたしま

す。

保護者負担として別途、主食代として徴収することは考えておりません。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 農業者の支援の件なんですけれども、昨年も同じように小さな被害で、草刈り機が壊れたとか、肥料が流れたのもう一回入れなあかんとか、そういうことで補助がいただける制度があったんですけれども、要するに、農業者という規定が、3反以上耕してる人、50万円以上販売額がある人という規定がありまして、なかなか本町では、そういう小さな被害も入れて被害を受けた人と考えると、それに満たない小さな農家の方もたくさん被害に遭っておられまして、それが、府の方をお願いしても、お宅はだめです、2反7畝しかないから、3反ないというて断られた人もあります。そういう場合も、いろいろ町の方で府の制度にまた上乘せして、こういう農業者の方には支援しているのならば、せめて、そういう小規模な農家の方にも見舞金程度を町から出すとか、そういう制度を考えていただきたい。火災の見舞金なんていうのも町の条例にはありまして、井手町で火事に遭われた方なんかで、申請すれば見舞金も出るというような、こういう温かい制度もあるんやなと思って見てたんですけど、今回、台風の件は、小規模の方が、結局わしら、何もないなという話であったんですけれども、そういう規模の小さい方にも適用をとというようなことは求めていただけないものか。町長、いかがですか。それができひんかったら、町から見舞金とかないですか。それが1点。

保育園の給食の費用の件ですけど、今、これまでも給食代としては集めておられませんが、今後その考えはないという話やったんですが、国が、来年から幼稚園も保育園も無償化、保育、教育の無償化を今するという事になってるわけです。それが実際行われると給食費はどうなるのかということが報道でも日々議論に上がってるわけです。給食は幼稚園でもみんな出してもらってるんやから、保育園でも徴収しないとおかしいというようなことで、国の方は補助対象としないということを言ってるんです。そうすると、保育園の給食代だけ、無償化された後、払わなければならないというようなことが出てくるおそれがあるわけです。今、課長は考えておりませんと言われたんやけれども、来年以降、幼稚園、保育園の3歳以上の無料化が行われても、

そういう新たな負担が出てくるようなことはしませんよと、お米を提供するようになったから払ってもらわんとんと、え、という話になりますので、町長、それはないだろうということによろしいですか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 汐見町長。

町長(汐見明男) 指名してもらってますけども、幼保無償化はまだはっきりとわかってません。今、その負担をどうするかということで、知事会、市長会、町村会と国とでやりとりをしている。もう少し続くと思います。それが一つです。それで、そこらを見ながらどう判断するか。できることなら今までどおり、当然、給食の方は無償でいきたいなどは思ってますけども、そこらはどうなのか、見きわめます。

それと、もう1点、お聞きしておきます。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第56号、平成30年度井手町一般会計補正予算(第5回)を採決します。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は12月21日午前10時から会議を開きます。

散会 午後 2時09分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 脇 本 尚 憲

署名議員 中 坊 陽